

吹田市立図書館条例現行・改正案対照表

_____は改正箇所

現 行	改 正 案
<p><u>(設置)</u></p> <p>第 1 条 本市に図書館を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>(1) } 5 } (6) }</p> <p>-----略-----</p> <p>(目的)</p> <p>第 2 条 前条各号に掲げる図書館は、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション、視聴覚教育等に資することを目的とする。</p> <p><u>(職員)</u></p> <p>第 3 条 図書館（第 1 条各号に掲げる図書館及び吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館条例（平成 22 年吹田市条例第 8 号）第 4 条第 1 項第 3 号に掲げる山田駅前図書館をいう。以下同じ。）に館長及びその他の職員を置くことができる。</p> <p>(図書館協議会)</p> <p>第 4 条 図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 14 条第 1 項の規定に基づき、吹</p>	<p><u>(設置)</u></p> <p>第 1 条 図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）に基づき、本市に図書館を設置する。</p> <p><u>(名称及び位置)</u></p> <p>第 2 条 図書館の名称及び位置は、別に定めるもののほか、次のとおりとする。</p> <p>(1) } 5 } (6) }</p> <p>-----略-----</p> <p>(7) 吹田市立健都ライブラリー 吹田市岸部新町 2 番の一部及び 3 番</p> <p><u>(管理)</u></p> <p>第 3 条 前条各号に掲げる図書館は、教育委員会が管理する。</p> <p>(目的)</p> <p>第 4 条 第 2 条各号に掲げる図書館は、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供することにより、その教養、調査研究、レクリエーション、視聴覚教育等に資することを目的とする。</p> <p>2 健都ライブラリーは、前項に規定するもののほか、北大阪健康医療都市の地域特性を生かし、健都レールサイド公園において行う事業と連携して健康の増進を図るための事業を行うことにより、健康寿命の延伸に資することを目的とする。</p> <p>(図書館協議会)</p> <p>第 5 条 図書館法第 14 条第 1 項の規定に基づき、中央図書館に吹田市立図書館協議</p>

現 行	改 正 案
<p>田市立中央図書館に吹田市立図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。</p> <p>2 } 5 } 6 }</p> <p>-----略-----</p>	<p>会（以下「協議会」という。）を置く。</p> <p>2 } 5 } 6 }</p> <p>-----略-----</p> <p><u>（指定管理者による管理）</u></p> <p><u>第6条 教育委員会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に健都ライブラリーの管理に係る次に掲げる業務を行わせることができる。</u></p> <p><u>(1) 第4条第2項に規定する事業の実施に関する業務</u></p> <p><u>(2) 施設及び附属設備等の維持管理に関する業務</u></p> <p><u>(3) 前2号に掲げるもののほか、健都ライブラリーの管理に関し教育委員会が必要と認める業務</u></p> <p><u>2 教育委員会は、前項の規定により指定管理者に健都ライブラリーの管理を行わせる場合においては、教育委員会規則で定めるところにより、あらかじめ申請した団体のうち、健都ライブラリーの設置目的を最も効果的に達成できると認められる団体を指定管理者として指定する。</u></p> <p><u>3 教育委員会は、指定管理者に対して、管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。</u></p> <p><u>4 教育委員会は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。</u></p> <p><u>（指定管理者候補者選定委員会）</u></p> <p><u>第7条 前条第1項の規定により指定管理者に健都ライブラリーの管理を行わせる場合においては、本市に、教育委員会の附属機関として、指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。</u></p>

現 行	改 正 案
<p>(委任) 第5条 -----略-----</p>	<p>2 <u>選定委員会は、教育委員会の諮問に応じ、前条第2項の規定により指定しようとする団体の選定及び指定管理者の評価について審議し、答申するものとする。</u></p> <p>3 <u>選定委員会は、委員5人以内で組織する。</u></p> <p>4 <u>委員は、学識経験者その他教育委員会規則で定める者のうちから、必要の都度教育委員会が委嘱し、又は任命する。</u></p> <p>5 <u>委員の任期は、当該諮問に対する答申の時までとする。</u></p> <p>6 <u>委員は、再任されることができる。</u></p> <p>7 <u>委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。</u></p> <p>8 <u>前各項に定めるもののほか、選定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。</u></p> <p>(委任) 第8条 -----略-----</p>